

# 顯昭における『拾遺集』とその本文

小倉嘉夫

勅撰三代集の一つとされている「拾遺集」は、平安時代にはあまり高い評価が得られず、その母体と考えられる「拾遺抄」の方が広く流布していたと現在考えられている。当時は、「拾遺集」よりも、むしろ「拾遺抄」の方が勅撰集と見なされていたのではないかととも考えられている。

その根拠のまず第一点は、現存の平安時代書写の「拾遺抄」の古筆切としては、伝藤原公任筆拾遺抄切二種類、伝藤原伊経筆尼子切、伝源俊頼筆下絵拾遺抄切、伝源俊頼筆拾遺抄切二種類、伝藤原定頼筆下絵拾遺抄切などが数えられるのに対し、平安時代書写の「拾遺集」の古筆切は、伝源俊頼筆の二種類が確認されているに過ぎない<sup>情</sup>ということである。藤原定家が天福元年（一一三三）に書写した、いわゆる「天福本拾遺集」の奥書が「此集世之所傳無指證本」と記

しているのは、当時の、このような「拾遺集」の流布の実態をよく示している。

第二点は、定家の父、藤原俊成が、勅撰集「千載集」の撰集において、「拾遺集」にすでに収められている歌を三首も採っているという事実である<sup>情</sup>。「拾遺集」が勅撰集であると思われていなかったゆえに、勅撰集である「千載集」がこれを採歌したのである。ちなみに「拾遺抄」には、この三首は収められていない。

第三点は、平安時代後期の勅撰集である「金葉集」「詞花集」の十巻形態が「拾遺抄」を勅撰集として讃仰していたゆえのものであり、当時は「拾遺抄」こそが勅撰集であって、「拾遺集」は単なる私撰集に過ぎないと考えられていたことを示していると思われることである。

以上の三点から、平安時代においては「拾遺抄」こそが勅撰集で

あって、「拾遺集」はさほど重視されていなかったであろうことはほぼ間違いないと考えられる。

ところが、鎌倉時代になると、両者の位置が逆転、「拾遺集」の方が勅撰三代集の一つとして扱われ、「拾遺抄」よりも広く流布するに至ったのである。現存の古筆切も、鎌倉時代以降のものは、「拾遺抄」切よりも「拾遺集」切の方がずっと多いのである。

従来、そのような「拾遺集」の復活は、「三代集之間事」において「拾遺集」を高く評価した藤原定家に始まると考えられてきた。

南北朝時代以降、定家は歌聖として非常な尊敬を集めるに至るが、その定家崇拜に伴い、定家書写本の伝わる「拾遺集」の方が「拾遺抄」よりも重んじられるようになったのである。

二

しかしながら、定家の他にも「拾遺集」を重んじていたと思われる人物がいる。定家の御子左家と対立していた六条家の顕昭である。顕昭は生涯において数多くの歌学書著しているが、「勅撰和歌作者目録」においては、「拾遺集」を用いず、「拾遺抄」を用いている。また「拾遺抄注」という「拾遺抄」の注釈書も著している。顕昭も当時一般の趨勢に従って、「拾遺抄」の方を重んじていたことが知られるのである。

ところが、同じく顕昭が著した「袖中抄」においては、「拾遺集」

から採った歌が見えている。それを一覽表にしたものが資料一である。

資料一、袖中抄所収の拾遺集歌

番号は「新編国歌大観」の歌番号

番号	巻・部立	初句	他出
21	一、春	ハルノ、ニ	万葉集、赤人集
50	〃	サクラカリ	拾遺抄
116	二、夏	ホト、キス	躬恒集
160	三、秋	シラツユノ	
315	六、別	ユクスエノ	拾遺抄、能官集
319	〃	ツキカケラ	拾遺抄、貫之集
405	七、物名	サクハナニ	古今集序
483	八、雑上	サ、ナミヤ	人麿集
560	九、雑下	ヌス人ノ	拾遺抄、為頼集
587	十、神楽歌	スミヨシノ	拾遺抄
589	〃	アマクタ	拾遺抄
668	十一、恋一	ミクマノ、	万葉集、人麿集
670	〃	ワカタメニ	
724	十二、恋二	モ、ハカキ	拾遺抄、貫之集
760	〃	クサカクレ	元輔集

1350	◇	シナテルヤ	日本書紀
1307	二十、哀傷	シテノヤマ	拾遺抄、伊勢集
1237	◇	ムモレキハ	
1230	十九、雑恋	ハシタカノ	
1201	◇	イハ、シノ	拾遺抄、小大君集
1168	十八、雑賀	我ノミヤ	
1126	◇	オノ山ニ	拾遺抄
1106	◇	モ、シキノ	躬恒集
1095	十七、雑秋	ムツマシキ	好忠集
1055	十六、雑春	トツモリノ	拾遺抄、公忠集
872	十四、恋四	チリヒチノ	万葉集、猿丸集
782	十三、恋三	アシヒキノ	拾遺抄、万葉集、人麿集
770	◇	シノフレハ	拾遺抄
768	◇	オフレトモ	拾遺抄、躬恒集

これに見るように、「袖中抄」に引用されている「拾遺集」所収の歌は全部で二十九首ある。ただし、これらの中には、「拾遺抄」をはじめ、「万葉集」や現存の私家集などにも重出している歌が多く含まれている。したがって、それらの歌については、顕昭が「拾遺集」から直接採ったとは断言できない。

しかし、それらの歌をも含めて、この二十九首には、顕昭が「拾

遺集云」などと記して、「拾遺集」から引用したことを明言している歌もいくつかある。歌番号でいうと、160番、483番、670番、760番、1095番、1106番、1168番、の合計七首の歌がそれである。

一方、1230番、1237番の二首は、「拾遺集」から採ったと明記されていないが、「拾遺集」以外の現存の歌集には見あたらない。従って、「拾遺集」から引用したものと見なすことが許されよう。

とすれば、「袖中抄」に引用されている「拾遺集」の歌は、以上の九首である。僅かな数ではあるが、顕昭が「拾遺抄」のみを重んじて「拾遺集」をかえりみなかったわけではないということの証拠にはなると思う。

では、このようにして「袖中抄」に引用されている「拾遺集」の本文、つまり顕昭が用いていた「拾遺集」の本文は、どんなものであったのだろうか。

現在伝えられている「拾遺集」の本文は、ほとんど全てが藤原定家が謄写したとの奥書をもつ、いわゆる定家本だが、それに対する異本も若干伝えられており、それが片桐洋一先生によって整理分類されている。次あげる資料二がそれである。

#### 資料二、拾遺和歌集の伝本

「拾遺和歌集の研究」(昭和四十五年 大学堂書店)により、若干の補訂を加えた。

定家本系統

(A)天福元年本

○定家自筆本（安藤積産合資会社蔵）

(B)貞応二年本

⑩○冷泉為満奥書本（京都大学附属図書館蔵）

(C)その他の定家本

○北野克氏旧蔵無年号本（大阪青山短期大学蔵）

○冷泉為秀奥書本（片桐洋一先生蔵）

○近衛基熙筆陽明文庫本（陽明文庫蔵）

⑪○吉川家旧蔵冷泉為相奥書本（岩国市徴古館蔵）

⑫○国会図書館永正十五年書写本（国立国会図書館蔵）

⑬○寂惠筆本（巻十まで）（実践女子大学蔵）

異本（非定家本）第一系統

○堀河宰相具世筆本（宮内庁書陵部蔵）

⑭○天理図書館甲本（天理図書館蔵）

⑮○天理図書館乙本（巻十まで）（天理図書館蔵）

○北野克氏旧蔵伝為忠筆本（巻十四のみ）（大阪青山短期大

学蔵）

異本（非定家本）第二系統

○北野天満宮本（北野天満宮蔵）

異本（非定家本）第三系統

○多久市立図書館本（巻十まで）（多久市立図書館蔵）

○歎喜光寺本（巻十一以下）（歎喜光寺蔵）

この二本はツレであり、合わせて完本になる。

この分類は、『拾遺和歌集の研究 校本篇・伝本研究篇』（片桐洋一著 昭和四十五年 大学堂書店）に依ったものだが、後に発見された写本や所蔵者が変わったものもあるので、少し補訂を加えたものである。

さて、『袖中抄』に用いられている『拾遺集』の歌の本文と、これらの現存諸伝本との関係はどうか、先にあげた九首の歌について検討してみたい。一覧表にしたものが次の資料三である。

なお、ここで使用した『袖中抄』の本文は、『袖中抄の校本と研究』（橋本不美男・後藤祥子共著 昭和六十年 笠間書院）所収の、高松宮旧蔵本である。

資料三、袖中抄引用の拾遺集歌と、拾遺集諸伝本の本文との比較

(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	
670	160	1237	1168	1106	歌番号
ナラカキヤラムトクモススムヤト ①ワカタメニタマキノシ水ヌルケレト ② ③ ④	シラツユノヲケルメニスルヲミナヘシ アナンツラハシ人ナテフレソ 或ハヲケリメ 或ハヲケツメナトカケリ	ムモレキハナカムシハムトイフメレハ ① ② ③クメチノハシノ心シテユケ	我ノミヤコモタリテハハタカサコノ ① ②オノヘニタテル松モコモタリ	モ、シキノオホミヤナカラヤソシマヲ ミルコ、チスルアキノヨノツキ	袖中抄引用の拾遺集歌
①わかためは ②たなるのし水 ④さてはすむやと (㊦以外) さてもすむやと (㊦)	をくつまにする (第二系統)	③はしは (㊦以外) はしに (㊦)	①こもたるてへは	同 上	定 家 本
③ぬるければ (第一系統全部) (第二系統) ④とてもすむやと (第一系統㊦以外) とくもすむかと (第二系統) 第二系統は、「袖中抄」引用の本文と一致	をけるめわする (第一系統㊦) おけりめにする (第二系統)	①なかんしはむと (第一系統㊦以外) ②いふなれは (第一系統の内㊦) ③はしは (第一系統全部) (第二系統) 第三系統この歌欠	①こもたるてへは (第一系統㊦以外) こもたるてへは (㊦) こもたるたつは (第二系統) こもてるてへは (第三系統) ②松もこもれり (第一系統㊦以外) 松もこもてり (第二系統) つるもこもてる (第三系統)	同 上	異 本

(10)	(9)	(8)	(7)	(6)
577	1230	1095	760	483
<p>② 大宮人そまとゐせりける</p> <p>③ 榊葉のかをかくはしみとめくれは</p> <p>① 〈参考〉「六百番陳状」より</p>	<p>ハシタカノトカヘルヤマノシヒ・ハノ</p> <p>ハカハハストモキミハワスレシ</p>	<p>① ムツマシキイモセノ山トシラネハヤ</p> <p>② タツアキ、リノナカラヘタツル</p>	<p>① クサカクレカレニシ水ハヌルクトモ</p> <p>② ムスビシミニハイマモカハカス</p>	<p>① サ、ナミヤオ・ツノ宮ハアレハテ、</p> <p>② カスミタナヒキミヤモリモノシ</p>
<p>② やそうち人そ (⑧以外)</p> <p>③ やそうち人の (⑧)</p>	<p>きみはかへせし</p>	<p>① はつ秋きりの</p> <p>② 立へたつらん</p>	<p>② むすひしそては</p> <p>③ 今は (⑧)</p>	<p>① あふみの宮は</p> <p>② 名のみして</p> <p>③ たなひく (⑧)</p> <p>④ 宮木もりなし</p>
<p>① なつかしみ (第一系統⑧以外)</p> <p>② かうはしみ (第二系統)</p> <p>③ かふはしみ (第三系統)</p> <p>④ やそうち人そ (異本系統全部)</p> <p>⑤ まといおりける (第一系統⑧以外)</p>	<p>きみはかへせし (第一系統)</p> <p>きみかへはせし (第一系統全部)</p> <p>(第三系統)</p>	<p>① はつ秋きりの (異本系統全部)</p> <p>② 立へたつらん (第一系統全部)</p> <p>たちわたるらん (第二系統)</p> <p>(第三系統)</p>	<p>① かわれにしつゆは (第三系統)</p> <p>② むすひしそては (第一系統全部)</p> <p>(第二系統)</p> <p>むすひそては (第三系統)</p> <p>④ かはかし (第三系統)</p>	<p>① あふみの宮は (第一系統⑧)</p> <p>② 名のみして (異本系統全部)</p> <p>③ 宮木もりなし (第一系統の内⑧)</p> <p>みゆきもりなし ( )</p> <p>みかきもりなし (第三系統)</p> <p>⑤</p>

一首ずつ検附していききたい。ここで使用する番号は、資料三の一覽表における通し番号である。

(1) モ、シキノオホミヤナカラヤソシマヲ

ミルコ、チスルアキノヨノツキ

これについては、定家本、異本系統のいずれも一致しており、問題はない。

(2) 我ノミヤコモタリテハタカサコノ

オノヘニタテル松モコモタリ

定家本では、二句目「コモタリテハハ」が「こもたるてへは」となっている。「る」と「り」はよく誤写されるので、これも単純な誤写と考え、「袖中抄」の本文と一致することになる。

異本においても、この部分は一字程度の異同で特に問題はないが、第二系統だけが「こもたるたつは」という珍しい本文をもっている。ただし、これも「へ」と「つ」の誤写によって生じた異同と見れば問題はない。

また、異本においては、結句の「松モコモタリ」の部分に異同が見られる。第一系統が「松もこもれり」、第二系統が「松もこもてり」となっているが、いずれも意味が通じにくく、かつ一字程度の違いであるので、「松もこもたり」の誤写と考えたい。なお、第三系統では「つるもこもてる」という特異な本文をもっている点が注

目される。

(3) ムモレキハナカムシハムトイフメレハ

クメチノハシノ心シテユケ

定家本はこれにほぼ一致し、四句目「ハシノ」の「ノ」の一字だけが異なっている。

異本では、二句目「ナカムシハムト」が第一系統では「なかんしはむと」となっているが、「む」と「ん」の表記上の違いで、問題はない。また、三句目「イフメレハ」が天理甲本では「いふなれば」、四句目の「ハシノ」の部分が定家本と同じく「はしは」となっているが、この種の一字程度の異同は誤写によるものとおぼしく、歌の内容に直接関わるような大きな異同はない。

(4) シラツユノヲケルメニスルヲミナヘシ

アナソツツラハシナナテフレツ

定家本では、二句目「ヲケルメニスル」が全て「をくつまにする」と大きく異なっている。

異本では、同じ部分が、第一系統のほとんどと第二系統が定家本と同じ。第一系統の天理乙本では「をけるめわする」となっているが、これでは意味不明なので、「をけるめにする」の誤写と思われる。もしそうであれば「袖中抄」所収の本文と一致することになる。また、第三系統では「おけりめにする」となっており、「袖中抄」

において後述されている方の本文と一致する。

(5) ワカタメニタマキノシ水ヌルケレト

ナラカキヤラムトクモスムヤト

定家本では、初句「ワカタメニ」のところが「わかためは」、二句目「タマキノシ水」が「たなるのし水」となっており、それぞれ一字のみの違いで、誤写である可能性もないが、結句「トクモスムヤト」の部分が「さてはすむやと」もしくは「さてもすむやと」とあって大きく異なっている。

異本では、第二系統が「袖中抄」所収の本文と完全に一致するが、三句目「ヌルケレト」が第一系統、第三系統では「ぬるければ」と異なっている。そして結句「トクモスムヤト」が第一系統では「とてもすむやと」とあるが、「て」と「く」は誤写されやすいので「とくもすむやと」の誤写と考えると、「袖中抄」所収の本文と一致する。また第三系統では「とくもすむか」となっているが、「や」と「か」もよく誤写されるので、これも「袖中抄」所収の本文と一致すると見てよさそうである。

以上五首について検討したのであるが、厳密に見るとそれぞれが異なっているという他ない。が、大局的に見れば(2)と(3)の歌は定家本に近く、(4)と(5)の歌は異本系統に近い本文をもっている、と見てよさそうである。

しかし、次あげる諸例は、定家本系統、異本系統のいずれとも大きく異なった本文をもっていることを認めざるを得ない。

(6) サ、ナミヤオ・ツノ宮ハアレハテ、

カスミタナヒキミヤモリモナシ

定家本では、全ての本が、二句目「オ・ツノ宮ハ」の部分が「あふみの宮は」、三句目「アレハテ、」の部分が「名のみして」、結句「ミヤモリモナシ」の部分が「宮木もりなし」というように、三句までも大きく異なっている。

異本では、二句目が、第一系統の天理甲本・乙本共に定家本と同じく「あふみの宮は」となっている。そして三句目が、全ての本が定家本と同じ「名のみして」である。つまり「アレハテ、」という顕昭所引の「袖中抄」の本文は、全く独自のものだということがわかる。そして結句は、第一系統の天理甲本が「宮木もりなし」、天理乙本が「みゆきもりなし」、第三系統が「みかきもりなし」と様々に異なっているのである。

(7) クサカクレカレニシ水ハヌルクトモ

ムスヒシミニハイマモカハカス

定家本では、四句目「ムスヒシミニハ」の部分が、全て「むすひしそては」というふうに異なっている。

異本では、二句目「カレニシ水ハ」が、第三系統では「かれにし



つゆは」となっている。また、四句目は第一系統と第二系統が定家本と同じ「むすひそめては」、第三系統では「むすひそめては」となっている。すなわち、『袖中抄』の「ムスヒシミニハ」という本文は、定家本とも異本系統とも異なった独自の本文だということがわかる。

(8) ムツマシキイモセノ山トシラネハヤ

タツアキ、リノナカヲヘタツル

定家本では、下の句「タツアキ、リノナカヲヘタツル」が「はつ秋さりの立へたつらん」というように大きく異なっている。

異本では、四句目は全てが定家本と同じ「はつ秋さりの」となっており、結句が第一系統が定家本と同じ「立へたつらむ」、第二系統と第三系統が「たちわたるらん」となっている。つまり『袖中抄』所収の本文「タツアキ、リノナカヲヘタツル」は、独自のものであるということがわかるのである。

(9) ハシタカノトカヘルヤマノシヒ・ハノ

ハカヘハストモキミハワスレシ

定家本では、結句「キミハワスレシ」の部分が「きみはかへせし」となっている。

異本では、同じ部分が、第二系統が定家本と同じで、第一系統と第三系統が「きみかへせし」となっている。つまり、『袖中抄』

所収の「キミハワスレシ」という本文は、定家本とも異本系統とも異なった、独自の本文であることがわかる。

(10) は、参考までに一首つけ加えた。これは『袖中抄』所収の歌ではないが、同じく顕昭が著した「六百番陳状」に引用されている『拾遺集』の歌である。

(10) 構葉のかをかくはしみとめくれは

大宮人そまとゐせりける備

定家本、異本系統共に、全てが、四句目の「大宮人そ」の部分が「やそうち人そ」もしくは「やそうち人の」となっている。つまり、顕昭所引の「大宮人そ」という本文は、著しく特異なものであることがわかるのである。

以上述べてきたことよって、『袖中抄』所収の『拾遺集』の本文は、現存の定家本系統とも、また異本系統のいずれとも、かなり異なったものであることを示し得たかと思う。(6)の「アレハテ」、(7)の「ムスヒシミニハ」、(8)の「タツアキ、リノナカヲヘタツル」、(9)の「キミハワスレシ」、これらは、いずれの本にも見出すことのできない、全くの独自本文だったのである。顕昭の用いた『拾遺集』が、現存諸本とはかなり異なる本文をもっていることは、以上によって明らかという他ないのである。

ところで、このように現存諸本と異なる「拾遺集」の本文を用いたのは、当時顕昭だけではなかったようである。

俊成は「古来風林抄」に「拾遺集」を引用しているが、この中にも、現存諸本のいずれとも異なる独自の本文をもつ歌が三百見いだせる。次の資料四がそれである。

なお、「古来風林抄」の本文は、俊成自筆本（「冷泉家時雨字叢書 古来風林抄」平成四年 朝日新聞社）による。

資料四、「古来風林抄」所収の「拾遺集」歌のうち、独自の本文をもつもの

①24ちとせまでちきりしまつもけふよりは

きみにひかれてよろつよやへん

ちきりしまつ——かきれるまつ

（定家本系統全部、異本第一系統の内

⑤、異本第二系統、異本第三系統）

——ちきれるまつ

（異本第一系統の内⑥以外）

②1055とのもりのとものみやつこころあらは

このころ許あさきよめすな

このころ許——この春はかり

（定家本系統全部、異本第一系統全部、

異本第二系統、異本第三系統）

③1350しなてるやかたをか山にいひにうゑて

ふせるたひ人あはれふへし

あはれふへし——あはれ親なし

（定家本系統全部、異本第一系統全部、

異本第二系統、異本第三系統）

通し番号の下の数字は、「新編国歌大観」の「拾遺集」歌番号

①一句目の「ちきりしまつ」の部分が、定家本、異本系統のほとんどすべてが、「かきれるまつ」となっている。異本第一系統のうち天理甲本以外の本は「ちきれるまつ」という「古来風林抄」所収の本文と類似しているが、いずれにしても「ちきりしまつ」は他に例を見出せず、独自本文といわざるを得ない。

②四句目の「このころ許」の部分、定家本、異本系統の全ての本には「この春はかり」とある。これも独自の本文である。<sup>註</sup>

③結句「あはれふへし」の部分が、定家本、異本系統の諸本すべて「あはれ親なし」となっていて、独自の本文であることがわかる。

「あはれ親なし」の方が、歌として整った形をもっており、字足らずの「あはれふへし」の方がおそらくは古態を残しているように思われるのだが、いずれにせよ「あはれふへし」は特異な本文だといふほかない。

以上の例に見るように、俊成も、他のいずれの諸本にも見出せない本文をもつ「拾遺集」を用いていたことがわかる。異本系統と異なっているだけではなく、子の定家が書写した「拾遺集」の本文とも異なっている点は、非常に興味深いことといえよう。

同じようなケースとして注目されるのは、「豆色紙」と呼ばれている古筆切である。これは、「拾遺集」から、詞書等は省いて歌だけを一首ずつ抜き書きした小さな色紙であり、筆者は定家や顕昭と同時代を生きた後京極良経と伝えられているが、平安末期の書写にかかることは間違いない。『古筆字大成』所収の切について見ると、これにも現存諸伝本と比較すると、特異な本文をもつ歌が見出せる。次の資料五がそれである。

資料五、豆色紙の独自本文

○736 あげくれのみちにそけさはまどひぬる

おもふこゝろのゆかぬまに〜

みちにそ〜空にそ

(定家本系統全部、異本第二系統)

けさは——我は

(定家本系統全部、異本第一系統全部、

異本第二系統)

○753 こひするはくるしき物としらすへく

しはしわか身を人になさはや

しはしわか身を人になさはや

——人をわか身にしはしなさはや

(定家本系統全部、異本第一系統全部、

異本第二系統、異本第三系統)

番号は「新編国歌大観」の「拾遺集」歌番号

このように、歌の内容に直接関わる大きな異同が認められるのである。

前述したように、「豆色紙」は、「拾遺集」から歌のみを抜き書きしたものとおぼしく、「拾遺集」の伝本の断簡として扱うことは出来ない。しかし、その抜き書きの資料となった平安時代後期の「拾遺集」は現存の諸伝本の本文とかなり異なっていることを示す材料としては注目してよいと思うのである。

四

以上に見てきたように、定家本の成立・流布に至るまでの間には、様々な種類の「拾遺集」の本文が存在していたであろうことは間違いない。結局、現存の「拾遺集」の本文はその中の一部であり、また、顕昭が使用していた「拾遺集」の本文もその中の一部であったのだらう、というのが本稿の結論である。そしてさらに蛇足を加えるならば、定家の「拾遺集」再評価のみが問題にされているが、顕

昭もまた、『拾遺抄』のみならず、『拾遺集』に注目しつつあったことに注意しておきたい。また、併せて注意すべきは、『千載集』の撰集にあたっては、『拾遺集』を先行勅撰集と認めなかつた俊成が、『古来風鉢抄』においては、他の勅撰集と全く同等の扱いをしていることと、『拾遺集』から五十三首もの歌を引用していることである。つまり、『千載集』撰集から『古来風鉢抄』執筆に至る九年の間に、俊成には『拾遺集』に対する見方を改める何かがあつたのではないかと考えられることである。

このように見てくると、定家による『拾遺集』の再評価は、実はその時代の趨勢であつたということになる。そして『拾遺抄』に比べて、物語のロマが増幅している『拾遺集』の再評価が当時の歌人たちの歌風の変遷とどのようにかわるのかも考えねばならぬ問題だと思ふが、準備不足の今は、ここで筆を置くほかはない。いずれ他日を期したいと思ふ。

### 【注】

(1) 以上、古筆切については『古筆学大成』第七巻・第八巻（小松茂美編 ともに平成元年 講談社）による。

(2) 〇「滝の糸は絶えて久しく成ぬれと名こそ流れて猶聞こえけれ」

〔『拾遺集』巻第八・雑上449番、『千載集』巻第十六・雑歌上1035

番。ただし『千載集』は「たきのおとは」とあつて、『拾遺集』

定家本系統の吉川家旧蔵冷泉為相與替本と一致する。

〇「谷の戸を閉ちやはてつる鶯の待つに音せて春も過ぎぬる」

〔『拾遺集』巻第十六・雑上1064番、『千載集』巻第十七・雑歌中1061番。ただし『千載集』は「春の暮れぬる」とあり、『拾遺集』異本第三系統の「春もくれぬる」と類似している。）

〇「極楽は逃げきほと、聞きしかとつとめて至る所なりけり」

〔『拾遺集』巻第二十・哀傷134番、『千載集』巻第十八・雑歌下・1201番。ただし、作者名が、『拾遺集』は「仙魔法師」、『千載集』は「空也上人」。

(3) 定家は『拾遺集』について、「微臣幼少之昔、初提携古集古哥之日、披見此集、忽抽感懐、愜意独慕之、窃雖握玩之」と述べている。（野口元大『三代集之問事』《翻刻・解説》、小沢正夫編『三代集の研究』〈昭和五十六年 明治哲院〉所収。句点は私意による。）

(4) 「袖中抄」には多くの写本が伝えられているが、そこに引用されている『拾遺集』の歌については、全くといってよいほど異同が認められない。ただし、『袖中抄』諸本における『拾遺集』の独自の本文が、定家本の本文の影響を受けずに伝えられてきたということは注目される。他家の本文という意識で書写されてきたために定家本によって校訂されることがなかつたのであろう。

- (5) 『袖中抄の校本と研究』に従い、「わ(ワ)」の誤りと考える。
- (6) 『袖中抄の校本と研究』に従い、「ほ(ホ)」の脱落と考える。
- (7) 『新校六百番歌合』(小西甚一編 昭和五十一年 有精堂)による。

- (8) この歌の作者は源公忠であり、『公忠集』にも収められている。『私家集大成』所収の三本においても、いずれも「この春はかり」という本文であるが、平安朝期書写で、現存最古の『公忠集』(冷泉家時雨亭文庫蔵、『冷泉家時雨亭叢書 平安私家集二』に影印)によれば、「古来風躰抄」と同じく「このころはかり」となっている。

なお、本稿は、平成六年五月二十九日、白百合女子大学において行われた中古文学会春期大会における発表を整理したものです。種々御教示いただいた先生方に御礼申し上げます。